

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者証を更新

問 保健医療課 0823-43-1639

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者証を送付

現在発行している被保険者証の有効期限は7月31日です。被保険者証を更新しますので、8月1日以降、医療機関にかかるときには、新しい被保険者証を提示してください。

Q & A

Q 新しい被保険者証はいつ送付されますか？

A 国民健康保険	7月下旬に江田島市から水色の封筒で郵送されます。
後期高齢者医療保険	7月下旬に広島県後期高齢者医療広域連合から黄色の封筒で郵送されます。

Q 被保険者証はどこが変わりますか？

A 国民健康保険	色がオレンジ色から紫色へ変わります。
後期高齢者医療保険	色が紫色から水色へ変わります。

Q 有効期限が切れた被保険者証はどうすればいいですか？

A 国民健康保険	各世帯で処分するか、江田島市へお返しください。
後期高齢者医療保険	

マイナ保険証をご利用ください！

12月2日から、被保険者証の新規発行が終了となります。マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）をご利用ください。※12月1日までに発行された被保険者証は、有効期限まで使用することができます。

●マイナンバーカードの健康保険証利用について▶ 

マイナ保険証を利用すれば限度額適用認定証は不要です

問 保健医療課 0823-43-1639

入院などで高額な医療費がかかる場合、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関などの窓口に提示することで、窓口での一部負担金の支払いが自己負担限度額までとなります。

オンライン資格確認ができる医療機関などでは、この限度額適用認定証がなくても、マイナ保険証（健康保険証の利用登録したマイナンバーカード）を提示し、本人が情報提供に同意することで、一部負担額を限度額までに抑えることができます。

マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証の事前申請は原則不要ですので、マイナ保険証をぜひご利用ください。ただし、次に該当する方などは、引き続き交付申請が必要です。

- オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関などを受診する場合
 - 非課税世帯の方で過去12か月の入院日数が通算で90日を超え、入院時食事療養費の減額対象となる場合
- ▶申請手続きに必要なもの
- 限度額適用認定証等申請書
(市ホームページからもダウンロード可能)
 - 本人確認ができるもの（運転免許証、被保険者証など）

※国民健康保険加入の方は、更新申請が必要です。

後期高齢者医療保険加入の方は、更新申請は不要です。一度交付されると、被保険者証に同封されて郵送されます。



◀市ホームページ QR コード

国民健康保険税の納税通知書を送付

問 税務課 0823-43-1636

7月中旬に、今年度（4月～令和7年3月分）の国民健康保険税の納税通知書を送付します。

■保険税の決まり方

- 納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、同一世帯に国保加入者がいれば世帯主が納税義務者になります。ただし、この場合の世帯主の所得は保険税の計算には含めません。
- 4月から6月までに届出のあった国保資格の異動や所得額の変更を含んで計算しています。7月以降に、国保資格の異動や所得額の変更があった場合は、保険税額を再計算し、8月以降に変更通知書を送付します。

※令和6年度保険税の税率と賦課限度額は、前月の広報または市のホームページをご覧ください。

■国民健康保険税の納め方

国民健康保険税の納付方法は次の2種類です。納め方は納税通知書に記載しています。

- ▶普通徴収（自主納付）：納税通知書の1期～8期に税額が記載されています。
 - 納付書 納期限内に、同封の納付書で納付してください。
 - 口座振替 納期限内に、指定口座から振り替えます。
口座振替を希望する場合は、通帳と届出印を持って市内金融機関の窓口で手続きをしてください。口座振替依頼書は、本庁税務課、各市民センター（江田島・能美・沖美）、三高支所、市内金融機関の窓口にあります。
 - ▶年金特別徴収（年金から天引き）：納税通知書の4月～翌年2月の欄に税額が記載されています。
 - 年金支給月に世帯主の年金支給額から天引きされます。
- ※口座振替への変更を希望する場合は、申し出が必要ですので、お問い合わせください。

▲市ホームページ
QRコード

後期高齢者医療保険料の通知書を送付

問 保健医療課 0823-43-1639

7月中旬に、今年度の後期高齢者医療保険料の通知書を送付します。

■保険料の決まり方

- 加入者ごとに計算され、被保険者個人が納付します。
- 4月～令和7年3月の12カ月分の保険料を、令和6年中の所得額により計算します。
- 中途で加入された場合は加入月分から計算し、中途で喪失された場合、喪失月分は計算しません。

$$\text{均等割額 } 49,621\text{円} + \text{所得割額※1 } \text{ (所得割率9.63\%)} = \text{年間保険料※2 } \text{ (上限80万円)}$$

所得割額 = (総所得金額など※3 - 基礎控除) × 0.0963

※1 所得割率は総所得金額などから基礎控除額を引いた金額が58万円以下の場合は、令和6年度は8.98%となります。

※2 生年月日が1949年（昭和24年）3月31日以前の方、もしくは障害認定により資格取得された方は、令和6年度は73万円となります。

※3 総所得金額など：「公的年金等収入 - 公的年金等控除」、「事業収入 - 必要経費」などで、社会保険料控除などの各種所得控除をする前の金額です。

■保険料率の改定

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率を改定することとしています。令和6・7年度の保険料率は次のとおりです。

令和6・7年度の保険料率について

今回の保険料の改定については、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行」による影響があります。

次のとおり制度が見直されました。

- 後期高齢者医療を全世代で公平に支え合うため、後期高齢者の保険料の伸び率を現役世代の支援金の伸び率に合わせる
- こども、子育て支援の拡充のため、出産育児一時金の費用を後期高齢者も支えていく仕組みの導入

今回の制度の見直しに関する問合せ先 厚生労働省コールセンター ☎ 0120-122-140

令和6・7年度	
均等割額	49,621円
所得割率	9.63%
保険料限度額	80万円

